【富士吉田市】新婚世帯への補助金　対象フローチャート

婚姻日において、夫婦ともに39歳以下である

- はい → 令和８年４月１日～令和９年２月２８日に結婚している。
- いいえ → 対象外

令和８年４月１日～令和９年２月２８日に結婚している。

- はい → 以下のすべてに該当する
  - ・夫婦の合計所得が500万円未満である※
  - ・市が指定する講座受講等を夫婦ともに実施した
  - ・３年以上市内に居住する意思がある
  - ・日本人もしくは永住者、特別永住者である
  - ・過去に新婚世帯に対する補助金等を受けていない

  ※奨学金返還中の世帯は年間返還額を控除
- いいえ → 婚姻日から１年以内である

以下のすべてに該当する
- ・夫婦の合計所得が500万円未満である※
- ・市が指定する講座受講等を夫婦ともに実施した
- ・３年以上市内に居住する意思がある
- ・日本人もしくは永住者、特別永住者である
- ・過去に新婚世帯に対する補助金等を受けていない

※奨学金返還中の世帯は年間返還額を控除

- はい → 夫婦ともに29歳以下である

夫婦ともに29歳以下である

- はい → **結婚新生活支援事業補助金　最大60万円**
- いいえ → **結婚新生活支援事業補助金　最大30万円**

〇婚姻に伴う住居の家賃、引っ越し費用を補助します！
- ・令和８年４月１日～令和９年２月28日に支払った分が対象となります。
- ・令和９年２月28日までに申請してください（窓口申請は2月26日までとなります）。

※新婚の方で物件を取得する場合は
「新築物件取得支援奨励金」「中古物件取得支援奨励金」をご確認ください。

婚姻日から１年以内である

- はい → 以下のすべてに該当する
  - ・民間の賃貸住宅を前２年以内に契約し居住している
  - ・３年以上市内に居住する意思がある
  - ・日本人もしくは永住者、特別永住者である
  - ・過去に新婚世帯に対する補助金等を受けていない
- いいえ → 対象外

以下のすべてに該当する
- ・民間の賃貸住宅を前２年以内に契約し居住している
- ・３年以上市内に居住する意思がある
- ・日本人もしくは永住者、特別永住者である
- ・過去に新婚世帯に対する補助金等を受けていない

- はい → **新婚世帯すまい支援奨励金　一律20万円**
- いいえ → 対象外

・婚姻日より１年以内、かつ令和９年３月31日までに申請してください。

新婚５年以内の49歳以下の夫婦で物件を購入した方は
「新築物件取得支援奨励金」
「中古物件取得支援奨励金」
をご確認ください！

問合せ先：富士吉田市ふるさと魅力推進課　0555-22-1111（内296）